

宜野湾市監査委員告示第 6 号

地方自治法第199条第12項の規定により、宜野湾市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の報告があったので次のとおり公表する。

平成23年11月10日

宜野湾市監査委員
米 須 厚
上 地 安 之

監 査 の 種 類 平成23年度 第1期定期監査

措置を講じた課等 水道局 (総務課 施設課 業務課)

監 査 の 期 間 平成23年度6月1日から平成23年7月15まで

監査の結果及び措置の内容

水道局

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 契約書の契約保証金免除の表示について	契約保証金条項のただし書きの文言で「契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。」若しくは、「・・・甲の定める額」等としているが、市水道事業契約事務規程第27条の契約保証金条項に基づき「契約金額の100分の10以上に相当する金額を、甲に支払わなければならない。」とするべきである。	ただし書の文言については、宜野湾市水道事業契約事務規程第27条各項の定めるところにより、適切な記載となるよう改めています。
2. 契約保証金免除の理由について	契約保証金の適用条項を市水道事業契約事務規程第27条第2項第8号により免除しているが、その根拠の記載がなされていないのは不適切である。	宜野湾市水道事業契約事務規程第27条第2項第8号の規定を適用して契約保証金を免除する場合には、その判断に至った経過を記載するか、または資料の添付を行うようにしています。
3. 文書の整理について	予定価格設定等の起案用紙とその関連文書が別々につづられているが、市水道局文書取扱規程第29条第1項第3号に則りファイリングするべきである。	入札書(見積書)の金額と、予定価格の比較が行いやすいようにとの判断で、指摘のような文書のつづり方をしていました。指摘を受け、文書を整理する際には、一つの案件に関する文書がひとまとまりになるよう、ファイリングを行うようにしています。

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
4．見積書の徴取について	見積結果報告書の見積記載金額が消費税込みの額で記載されている場合が見受けられるが、見積業者は、課税事業者、免税事業者があり消費税抜きの見積金額での比較が望ましい。	指摘の通り、見積金額については、課税事業者と免税事業者が同じ条件で見積ができるよう、契約を希望する金額の総額に、105分の100を乗じて得られた金額を記載させるよう、取扱いを統一しています。
5．水道局庁舎清掃業務委託契約書について	契約書の収入印紙が、業務委託契約金額200万円以下であるにもかかわらず、2000円が貼付されている。印紙税法に則り正当な金額を貼付すべきである。また、収入印紙の貼付場所については、契約書の冒頭に貼付し適正に処理するよう努めてもらいたい。	印紙税額については、契約の相手方と十分に確認を行うようにし、また収入印紙の貼付位置についても、容易に確認できるよう、契約書の冒頭に貼付することを求めるようにしています。
6．予定価格の設定に係る積算根拠について	予定価格の設定は、市水道事業契約事務規程第6条第2項の規程によりその根拠を明確にするべきであるが、契約の相手方からの見積りのみを根拠に予定価格を設定し、予定価格設定金額と契約金額が同額となっている事案が複数ある。「当初予算要求書」のまま、あるいは「積算根拠が示されない」で予定価格を設定しているのは不適切である。市場価格等は変動しているのが通例であり、実際の契約の執行にあたっての予定価格は、その時点の複数業者の見積り等による市場調査に基づき取引の実例価格等を考慮して定めるべきである。	予定価格の設定にあたっては、明確な根拠資料を添付するように努めています。
7．平成22年度量水器改造修理単価契約について	予定価格1千万円を超える入札契約であるが、単価契約で契約書に具体的な契約金額の表示がないということで2000円の収入印紙が貼付されていると思われる。その契約にいたる関係文書、過去の実績や当事者間において契約金額を明らかにすることができるのであればその金額がその契約文書の記載金額となるので適正な収入印紙を貼付すべきである。	印紙税額に疑義が生じた場合には、契約の相手方に確認を行うなどして、適正なものを貼付するよう努めています。

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>8 . 随意契約に係る適用条項について</p>	<p>次の契約については、随意契約の緊急を理由にしながら、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号別表第1の6の規定を適用し、1者からの見積りとなっている。緊急の必要による随意契約の適用条項は、同条第1項第5号を適用すべきである。</p> <p>既設計装設備電源修繕工事 既設計装設備電源修繕工事（その2）</p>	<p>当該2件の契約については、年間契約である「電気計装設備保守点検及び遠方監視業務委託」に関連し契約したものであり、設備の運用上、受託者が修繕を行うものとして特定し1社見積りとなった。</p> <p>随意契約の理由が、1項1号、1項5号両方に該当したためにこのような事例が発生しましたが、今後は、的確なる理由を前提に適用していきます。</p>
<p>9 . 平成22年度電気計装設備保守点検及び遠方監視業務委託について</p>	<p>契約金額が、50万円を超える業務委託の場合は、市水道事業契約事務規程第35条に則り検収調書を作成し履行確認すべきである。</p>	<p>本契約は年間契約であり、請求にあっては毎月毎行うことができるものとなっている。月毎の請求は50万円以下であり、請求書に確認印を押印し処理していたが、契約金額は4百万円余であるので検収調書を作成すべきであった。今後は、年の最後に総括した検収調書を作成し、履行確認とします。</p>
<p>10 . 給配水維持管理業務について</p>	<p>(1) 予定価格調書の入札書比較価格(税抜)の欄に「別紙修理単価表のとおり」と記載されているが、別紙修理単価表の添付がない。</p> <p>(2) 請求書に交通誘導員の金額が含まれているが、契約書に記載がなく契約外の支給は不適切である。</p>	<p>(1) 平成23年度より「別紙修理単価表」を予定価格に添付しております。</p> <p>(2) 平成22年度は年度途中での誘導員を配置したため、契約書に記載はありませんでしたが、平成23年度からは契約書に記載しています。</p>